

『危険ブロック塀等除却事業』のご案内

概 要	道路等に面したブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、学童をはじめとする通行人の安全を確保するため、危険なブロック塀等を除去する方に対して補助金を交付するものです。
対 象	次に示す（１）及び（２）、又は（１）及び（３）の要件を満たすもの （１）宮城県が実施するブロック塀等実施調査において、要改善（危険度２）若しくは要改善（危険度３）の判定を受けたもの又は、美里町が実施するブロック塀等実態調査において、総合判定がD若しくはEの判定を受けたもの （２）道路沿いに設置されている場合は、道路からの高さが1 m（擁壁上の場合は0.6 m）以上 （３）水路等沿いに設置されている場合は、対向する道路からの高さが、対向する道路までの距離に1 mを加えた数値以上
補助金額	除去面積に6,000円を乗じた額の5/6の額。 ※上限187,000円
受付期間等	令和8年5月15日～令和8年11月13日 午前8時30分 ～ 午後5時15分 土・日曜日、祝日を除く
申 請 方 法	建設課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、捺印のうえ提出してください。 ・添付資料；位置図、配置図、立面図、求積図、及び工事前の現場写真 ・ブロック塀等が他人の所有である場合は所有者の承諾書
そ の 他	・必要書類は令和8年5月15日より建設課にて希望者に随時配布します